

名古屋高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号 消費税更正処分取消等請求控訴事件

国側当事者・国（福井税務署長）

平成21年10月22日棄却・上告

（第一審・名古屋地方裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成20年10月30日判決、本資料258号－205・順号11063）

判 決

控訴人（1審原告）	A株式会社
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	元氏 成保
同	水野 武夫
同	濱 和哲
被控訴人（1審被告）	国
同代表者法務大臣	千葉 景子
処分行政庁	福井税務署長
	五十里 巧
同指定代理人	早川 充
同	上田 正勝
同	中澤 豊
同	伊倉 博
同	石塚 博一
同	村井 哲祐

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 福井税務署長が平成18年5月23日付けで控訴人に対してした次の処分を取り消す。

ア 平成16年3月課税期間（原判決2頁16行目）に係る消費税及び地方消費税の更正処分のうち、消費税につき還付すべき税額が7012万9027円を、地方消費税につき還付すべき譲渡割額が1753万2256円を、それぞれ下回るとした部分及び過少申告加算税賦課決定処分

イ 平成17年3月課税期間（同2頁16行目）に係る消費税及び地方消費税の更正処分のうち、消費税につき還付すべき税額が3172万1541円を、地方消費税につき還付すべき

譲渡割額が793万0385円を、それぞれ下回るとした部分及び過少申告加算税賦課決定処分

- ウ 平成17年3月事業年度（平成16年4月1日から平成17年3月31日まで）に係る法人税の更正処分のうち、翌期へ繰り越す欠損金が4216万8732円を下回るとした部分
- (3) 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

2 控訴の趣旨に対する答弁

主文同旨

第2 事案の概要（以下、略称は原判決の表記に従い、適宜、原判決における記載箇所を示す。）

- 1 (1) 本件は、平成15年3月課税期間（原判決3頁18行目）の課税売上額につき、約113万円である旨の確定申告をした控訴人が、平成16年3月課税期間（平成15年4月1日から翌年3月31日まで）及び平成17年3月課税期間（平成16年4月1日から翌年3月31日まで）に係る消費税等（原判決2頁18行目）並びに平成17年3月事業年度（平成16年4月1日から翌年3月31日）に係る法人税の各確定申告をしたところ、福井税務署長（処分行政庁）から、控訴人が平成17年3月課税期間における課税売上額が1000万円以下であり消費税免税事業者（消費税法9条1項）に該当することなどを理由に、上記各課税期間に係る消費税等について、還付を受けるための確定申告をすることができないなどとして、本件更正処分等（原判決2頁25行目）を受けたことにつき、①控訴人において、平成17年3月課税期間に係る課税事業者選択届出書（本件届出書。原判決4頁11行目）を福井税務署長に提出し、免税事業者に該当しなくなっていた旨（消費税法9条4項）、②また、控訴人は、N（同5頁20行目）に発注した本件ATS（自動列車停止）部品（同14頁1行目）に関する権利を、平成15年3月にO（原判決5頁21行目）に対して譲渡しており（本件譲渡。同14頁2行目）、平成15年3月課税期間における課税売上高は1000万円を超えていたから、消費税免税事業者には当たらない旨を主張して、被控訴人に対し、上記各処分の取消しを求めた事案である。
- (2) 被控訴人は、上記①につき、控訴人が福井税務署長に本件届出書を提出したことはない、上記②につき、本件譲渡は経済的実態がなく、対価を得て行われたものではなく、本件更正処分等は適法であると主張した。
- (3) 原審は、上記①につき、控訴人が福井税務署長に本件届出書を提出したとは認められない旨、また、上記②につき、本件譲渡は、独立した債権譲渡ではなく、控訴人のNとの本件ATS部品に関する売買契約（本件売買契約。原判決23頁7行目）上の買主たる地位のOに対する移転の一要素にすぎず、上記買主の地位の移転に当たり控訴人がOから経済的利益を受けたとは認められないから、消費税法上の「対価を得て行われる資産の譲渡」に該当するとはいえない旨判断して、控訴人の請求をいずれも棄却した。控訴人はこれを不服として控訴した。
- 2 関係法令の定め、前提事実、争点及びこれに関する当事者の主張は、以下のとおり、(1)において原判決を補正し、(2)において当審における控訴人の主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」1ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する。
- (1) 原判決の補正

原判決25頁（同別紙関係法令）13行目（空行も1行と計算する。）末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「14 基準期間 個人事業者についてはその年の前々年をいい、法人についてはその事業年度の前々事業年度（当該前々事業年度が1年未満である法人については、その事業年

度開始の日の2年前の日の前日から同日以後1年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間)をいう。」

(2) 当審における控訴人の主張(原審における主張の敷衍を含む。)

ア 控訴人は、Nに発注済みの本件A T S部品に関する権利(所有権、占有権)を、平成15年3月7日、本件引受書(原判決21頁7行目)を取り交わすことによりOに対し譲渡することとし(ただし、これは、控訴人とOとの売買に基づく行為である。そして、本件譲渡の合意時点において控訴人に未納入のものについては、納入後上記権利を移転する。)、Oにおいては、控訴人が本件A T S部品に関してNに負担していた売掛金債務を引き受ける旨(併存的債務引受)の合意がなされたのであり、本件譲渡は本件売買契約上の買主の地位の移転ではない。

そして、控訴人は、同年4月、Nから、上記債務関係から離脱することにつき承認を得たことにより(免責的債務引受)、上記債務からの解放という経済的利益を受けたのであるから、本件譲渡は、対価性があり、消費税法上の「対価を得て行われる資産の譲渡」に当たる。

イ 仮に、控訴人が平成15年3月7日にOに対して本件売買契約上の買主の地位を譲渡したとされとしても、本件譲渡に対価性があり、消費税法にいう「対価を得て行われる資産の譲渡」に該当する。

第3 当裁判所の判断

当裁判所も、控訴人の本件請求は理由がないと判断する。その理由は、以下のとおり原判決を補正し、当審における控訴人の主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

1 原判決の補正

(1) 原判決20頁20行目の「甲6、11～15《枝番を含む。》、乙14～18、20」とあるのを「甲6、8、9、11ないし15《枝番を含む。》、17、21、25、乙1、5、14ないし18、19の1・2、20、21」と改める。

(2) ア 原判決20頁22行目の「ア 原告は、」とあるのを、次のとおり改める。

「ア B(原判決3頁4行目)は、平成13年当時、福井県下でC線、D線等の鉄道事業を営業していたが、同年6月にC線において2度目の列車衝突事故を起こし、それ以降、C線全線において列車運行を停止し、同年7月に中部運輸局長から事業改善命令を受けたこともあって、同年、C線、D線等について、鉄道事業を廃止することにした。これを受けて、福井県では、第三セクター方式によりC線及びD線の鉄道事業を存続させること、その投資的経費は県が負担し、開業運営経費は沿線市町村が負担すること等が検討され、平成14年9月17日に控訴人が設立された。そして、控訴人は、同年10月10日、Bとの間でC線及びD線に係る営業譲渡契約を締結するとともに(平成15年1月17日国土交通大臣認可)、Bに対する事業改善命令の趣旨を踏まえ、事業開始にはA T Sの設置を不可欠と理解した。ところで、A T Sは当時発注から納品まで約半年を要すると見込まれていたため、控訴人は、上記営業譲渡認可前の平成14年12月にA T S部品をNに発注して製造させることとし、Nから納入されるA T S部品の取付けについてはOに依頼することとした。

控訴人は、Oとの上記打合せと並行して、Nに対してA T S部品の見積り額を問い合わせ、」

イ 同 2 1 頁 5 行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「 ところが、福井県の鉄道軌道近代化設備整備助成金（以下「近代化補助金」という。）の担当者は、平成 1 4 年度に控訴人が本件 A T S 部品を発注した場合に平成 1 5 年度の近代化補助金交付の対象とすることができるかどうか等を検討した結果、平成 1 4 年度中の本件 A T S 部品調達に控訴人が関与せず、A T S 設備設置工事を本件 A T S 部品込みで O に発注するのであれば、その全体を平成 1 5 年度近代化補助金交付の対象とすることができる」と判断し、その旨の方針を定めた。そして、同担当者は、前記方針に従い、本件 A T S 部品の調達費を平成 1 5 年度の近代化補助金交付の対象とするため、控訴人においては、平成 1 4 年度中の本件 A T S 部品調達に控訴人が関与せず、その代わりに A T S 設備設置工事を本件 A T S 部品込みで O に発注する形式をとり、同工事現場である控訴人の Q に納入済みの部品についても、あくまで O が同所でその設置工事作業をするために自ら注文して保管しているものとして扱うように控訴人に指導した。」

(3) 原判決 2 1 頁 1 1 行目末尾に「なお、本件引受書には、上記権利義務の移転に関し、その対価等の記載は一切なかった。O は、本件引受書作成に至る経緯につき、控訴人から、N に発注した本件 A T S 部品について、O が引継を受ける内容の文書を書いてほしい旨の連絡を受け、O が本件 A T S 部品を N から調達する形式を踏まえることにし、その代金も O において N に支払う趣旨で作成したものであって、控訴人から仕入れる旨約したものではないとしている。」を加える。

(4) ア 原判決 2 2 頁 3 行目末尾に「これらは、前記イ記載の本件 A T S 部品の品名、数量と一致する。」を加える。

イ 同 2 2 頁 1 2 行目の「9 台」とあるのを「8 台（なお、輸送完了報告（補助票）〔乙 1 8 の 4 枚目〕には 9 台とあるが、8 台の誤記と思われる。）」と改める。

ウ 同 2 2 頁 1 4 行目を削除し、同頁 1 5 行目の「④」を「③」と、同頁 1 6 行目の「⑤」を「④」と、それぞれ改める。

エ 同 2 2 頁 1 6 行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「 なお、輸送完了報告（補助票）（乙 1 8 の 4 枚目）には、「車上子切替器 1 台」とあるが、誤記と思われる。」

(5) 原判決 2 2 頁 2 3 行目から同頁 2 4 行目までを次のとおり改める。

「オ O は、平成 1 5 年 4 月 2 5 日付けで、N に対し、本件 A T S 部品に係る次のとおりの注文書（甲 1 1 の 1 ないし 5）を送付した。

（ア） S 形自動列車停止装置車上設備（1 両固定運転車両 1 編成当たり）

3 式（単価 1, 5 3 3, 0 0 0 円） 4, 5 9 9, 0 0 0 円（税抜き）

（イ） T 形自動列車停止装置車上設備（1 両固定運転車両 1 編成当たり）

1 式 1, 5 3 3, 0 0 0 円（税抜き）

（ウ） U 形自動列車停止装置車上設備（2 両運転車両 1 編成当たり）

3 式（単価 2, 1 4 8, 0 0 0 円） 6, 4 4 4, 0 0 0 円（税抜き）

（エ） U 形自動列車停止装置車上設備（2 両運転車両 1 編成当たり）

4 式（単価 2, 1 4 8, 0 0 0 円） 8, 5 9 2, 0 0 0 円（税抜き）

（オ） V 形自動列車停止装置車上設備（2 両運転車両 1 編成当たり）

1 式 2, 1 4 8, 0 0 0 円（税抜き）

(カ) 合計

23,316,000円(税抜き)

いずれも支払方法については、別途打合せによとしていた(なお、上記(ア)の「S形」とあるのは「W形」の誤記と思われる。)。OとNは、上記注文書につき、控訴人がNに発注した契約内容で既に納品済みのものを含めて本件ATS部品を控訴人から振替を行ったことによるものであるとしている。

他方、控訴人とOは、その前日の同月24日、自動列車停止装置(AT S)車両設備設置工事につき、請負代金1億2810万円とする請負契約を締結した。上記請負代金には、AT S主要機器材料費として、上記(ア)ないし(オ)と同額(合計2331万6000円。なお、税込み価額は2448万1800円になる。)の材料費が計上されていた。」

(6) 原判決23頁2行目末尾に次のとおり加える。

「Nは、上記変更につき、平成15年3月ころには、本件ATS部品の発注形態が、控訴人持ちから工事施工業者持ちへ変更になると聞き及んでいたが、同年4月に入ってから、工事施工業者であるOからも、控訴人からの工事発注が本件ATS部品込みになるとの連絡を受けたことから、上記変更に至ったとしている。また、Nは、その後、同年3月までに控訴人のQに納品したものを含む本件ATS部品全品について、改めてO宛に納品書を作成して検収手続を行い、Nからの納品につきOにおいて注文通りであることを確かめて受け取った旨を確認する手順を踏んだ。

なお、控訴人の会計帳簿等には、平成15年3月課税期間(平成17年3月課税期間の基準期間)以降の各課税期間において、本件ATS部品をNから仕入れたとする記録はなかった(原判決第2の2前提事実(2)カのとおり、控訴人は、平成17年4月28日になって初めて、本件ATS部品の売上額の計上漏れがあったなどとして、平成15年3月課税期間の消費税等の修正申告をするに至っているが、これは、本件届出書が福井税務署に提出されていないことが判明した後のことである。))。

また、Oの支払業者台帳(平成15年4月1日から平成16年3月31日までの期間)でも、本件ATS部品をNから2448万1800円(税込み)で仕入れた旨の記載はあるが、控訴人から本件ATS部品の譲渡を受けたとする記載はなかった。」

2 当審における控訴人の主張(原審での主張の敷衍を含む。)に対する判断

(1)ア 控訴人は、平成15年3月7日、Oに対し、本件ATS部品を譲渡し、代金支払債務を免責された(免責的債務引受)ので、「対価を得て行われる資産の譲渡」があったというべきで、本件売買契約上の買主の地位を移転したのではない旨主張する。

イ しかしながら、原判決第3の2(1)の認定事実(前記補正部分を含む。)、とりわけ、①投資的経費は福井県が負担することとして設立された控訴人は、Bから譲り受けたC線等の平成15年7月開通に向けて、同年1月ころ本件ATS部品を発注して調達した上、Oに同部品を使用してAT Sを設置する工事を行わせることにしていたが、福井県の近代化補助金担当者から、同工事費のみならず本件ATS部品の調達費も平成15年度の近代化補助金交付の対象とするためには、控訴人において平成14年度中に本件ATS部品を取得するのではなく、平成15年度に、OにおいてNから本件ATS部品を調達した上で同部品を設置する旨の工事内容でOに対して発注するようにとの行政指導を受けたこと、②これを受けて、控訴人は、その旨、すなわち、Oに対してNからの本件ATS部品調達も含めてその設置工事

を請け負わせて同部品の調達費も請負代金の中に組み入れて支払うことにして、Oとの間で、工事現場である控訴人のRに配送済みのものを含めて、本件A T S部品に対する権利義務をOにおいて引き受ける旨の本件引受書を交わした上、これを承認したNから同引受書に記名押印を得て、三者間で調整したこと、③そして、控訴人においては、平成15年課税期間の会計帳簿に本件A T S部品取得に関する記載をしないこととして処理し、平成15年4月に入ってから、Oとの間で、本件A T S部品の調達費を含んだ額の請負工事代金でその設置工事請負契約を締結し、その全体を近代化補助金交付の申請対象としたこと、④OとNにおいても、上記に合わせ、Nにおいて本件引受書を正式に承認するまでの間に納品したものも含めて、Oを注文者として、注文書や納品書を交わし、NからOが本件A T S部品全てを直接受領した形に改めて、この案件を処理したこと、⑤なお、控訴人が、本件A T S部品をNから仕入れてOに売却したなどと主張し出したのは、本件届出書が福井税務署に提出されていないことが判明した後のことであること等、一連の事実経過に照らすと、原判決が説示するとおり、本件売買契約締結後、控訴人、O及びNとの間において、本件A T S部品の既納付分に係る権利義務関係を含めて、控訴人がOに対して同契約上の買受人たる地位を譲渡（原判決の説示）あるいは買受人たる地位を交代する旨約し、Nにおいてもこれを承認したものというべきである。

すなわち、控訴人は、補助金の交付を受けるために、福井県との関係で、控訴人が部品調達者としての地位にないこととする目的から、契約当事者をNとOとにしたいという意向があり、Oは部品代を込みにして工事代金をそれだけ増額して貰えば構わないとの意向であったと窺われ、Nは、控訴人であれOであれ部品代が確実に受領できると見込まれるので協力することにしたと窺われ、結局控訴人の意向に応じる内容にするため関係三者の合意が成立したのであり、Oは本件A T S部品の購入当事者となることに協力するということであり（甲15）、法的には、控訴人の買主としての地位をOと交代する、あるいは買主の地位を譲渡する合意をしたと評価するのが相当である。上記の交代ないし譲渡に伴い金銭の授受が控訴人とOとの間にされておらず、本件A T S部品もOにおいて自由に使用・処分できるのではなく、控訴人が依頼したA T S設置工事のために使用すると制約があることが当然の前提となっていたのはそのためであると認められる。したがって、控訴人からOへの「対価を得て行われる資産の譲渡」があったとはいえず、控訴人の上記アの主張は採用することができない。

- (2)ア また、控訴人は、仮に、控訴人が平成15年3月7日にOに対して本件売買契約上の買主の地位を譲渡したもので、その地位の譲渡につき対価性がないとしても、上記地位の移転に伴って譲渡された本件A T S部品に関する権利の譲渡に対価性があった旨主張する。

イ しかしながら、前記のとおり、Oは買主となることだけを了解し、そのことにつき控訴人との間で譲渡代金名目の金銭の授受等はなかったのであるから、本件譲渡（買主の地位の交代）には対価性は認められない。Oは、譲り受けた買主としての地位に基づき、売買代金を売主のNに支払ったのであるが、上記地位の譲渡を受けること自体のために控訴人に対価を支払ったとの事実は認められない。したがって、本件譲渡は消費税法上の「対価を得て行われる資産の譲渡」ということはできず、控訴人の上記アの主張は、採用することができない。

第4 結論

以上によれば、控訴人の本件控訴は理由がなく、これと同旨の原判決は相当である。
よって、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所民事第1部

裁判長裁判官 岡光 民雄

裁判官 片田 信宏

裁判官 光吉 恵子

更 正 決 定

控訴人（１審原告） A株式会社
被控訴人（１審被告） 国
処分行政庁 福井税務署長

上記当事者間の頭書事件について、当裁判所が平成２１年１０月２２日に言い渡した判決に明白な誤りがあるから、職権により次のとおり決定する。

主 文

上記判決の当事者の表示中、被控訴人指定代理人の氏名欄に「村井哲祐」とあるのを「村井啓祐」と更正する。

平成２１年１０月３０日
名古屋高等裁判所民事第１部
裁判長裁判官 岡光 民雄
 裁判官 片田 信宏
 裁判官 光吉 恵子